

126.22

商標願書の補正に係る手続補正書の  
作成例（商）

1. 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」は、全文補正又は「商品及び役務の区分」単位の部分補正により補正することができる。商品（役務）単位の補正は認めない。
  - (1) 全文補正…「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」（出願）、  
「書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分」（書換）
  - (2) 部分補正…「第○類」
2. 願書の「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を全文補正又は部分補正する手続補正書の作成例
  - (1) 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を全文補正する手続補正書の作成例
    - ア. 商標登録出願の手続補正書の作成例 P 2
    - イ. 書換登録申請の手続補正書の作成例 P 2
  - (2) 願書の「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を区分単位で部分補正する手続補正書の作成例
    - ア. 「補正方法」が変更の場合 P 3
      - a. 1 区分を補正するとき
      - b. 2 区分を補正するとき
    - イ. 「補正方法」が追加の場合 P 4
    - ウ. 「補正方法」が削除の場合 P 4
    - エ. 「補正方法」が変更、追加、削除の複合の場合 P 5
    - オ. 区分の誤記を補正するとき P 6

2. 全文補正又は部分補正の手続補正書の作成例

(1) 「指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分」を全文補正する手続補正書の作成例

(注) 「【補正の内容】」には、「【補正対象項目名】」に記載した事項及び補正後の内容を記載する。この場合において、補正後の当該欄に係る事項(補正をする必要のない区分を含め)の全てを記載しなければならない。

ア. 商標登録出願の補正例

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

【第9類】

【指定商品(指定役務)】 家庭用テレビゲーム 機用プログラム

~~おもちゃ~~

【第16類】

【指定商品(指定役務)】 クレヨン, アルバム

イ. 書換登録申請の補正例

【手続補正1】

【補正対象書類名】 書換登録申請書

【補正対象項目名】 書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【書換登録を受けようとする指定商品並びに商品及び役務の区分】

【第9類】

【指定商品】 家庭用テレビゲーム 機用プログラム ~~おもちゃ~~

【第16類】

【指定商品】 クレヨン, アルバム

(2) 区分単位の部分補正

ア－a. 「補正方法」が変更の場合（1区分を補正するとき）

＜第9類の指定商品（指定役務）を変更する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】商標登録願

【補正対象項目名】第9類

【補正方法】変更

【補正の内容】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】家庭用テレビゲーム機用プログラムおも

~~ちゃ~~

ア－b. 「補正方法」が変更の場合（2区分を補正するとき）

＜第9類及び第28類の指定商品（指定役務）を変更する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】商標登録願

【補正対象項目名】第9類

【補正方法】変更

【補正の内容】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】家庭用テレビゲーム機用プログラムおも

~~ちゃ~~

【手続補正2】

【補正対象書類名】商標登録願

【補正対象項目名】第28類

【補正方法】変更

【補正の内容】

【第28類】

【指定商品（指定役務）】人形，おもちゃ

イ. 「補正方法」が追加の場合

＜第16類の指定商品（指定役務）を追加する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第16類

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【第16類】

【指定商品（指定役務）】 クレヨン，アルバム-

ウ. 「補正方法」が削除の場合

＜第28類の指定商品（指定役務）を削除する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第28類

【補正方法】 削除

(注) 【補正の内容】は記録しない。

エ. 「補正方法」が変更、追加、削除の複合の場合

＜第9類を変更、第16類を追加、第28類を削除する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】商標登録願

【補正対象項目名】第9類

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【第9類】

【指定商品（指定役務）】家庭用テレビゲーム機用プログラムおも

~~ちゃ~~

【手続補正2】

【補正対象書類名】商標登録願

【補正対象項目名】第16類

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【第16類】 -

【指定商品（指定役務）】クレヨン，アルバム

【手続補正3】

【補正対象書類名】商標登録願

【補正対象項目名】第28類

【補正方法】 削除

オ. 区分の誤記を補正するとき

＜「第2類 化学品」を「第1類 化学品」に変更する補正例＞

【手続補正1】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第2類

【補正方法】 削除

【手続補正2】

【補正対象書類名】 商標登録願

【補正対象項目名】 第1類

【補正方法】 追加

【補正の内容】

【第1類】

【指定商品（指定役務）】 化学品-

(注) 区分重複を補正する場合は、全文補正をすること。

(例えば、「【第1類】、【第1類】、【第3類】」を「【第1類】、【第2類】、【第3類】」に補正する場合に部分補正では、どちらの【第1類】を【第2類】に補正したのか不明なため)

(改訂平成 ~~30-2-3~~・~~4-1-1~~)